

通所型住民主体サービス事業を実施する上での留意事項

5 類感染症への移行後の基本的感染対策は個人や事業者の判断が基本となります。

なお、これまで実施してきた基本的感染対策は、引き続き有効です。

基本的感染対策	今後の対応
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 <u>一定の場合</u> ※にはマスク着用を推奨。
手洗い等の手指衛生 換気	一律に求めることはしないが、基本的感染対策として引き続き有効。
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の方がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染症防止対策として有効。 (避けられない場合はマスク着用が有効)

※**一定の場合**とは【令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡より抜粋】

- ・屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話をを行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話をを行う場合。
- ・高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合。

～次項以降は遵守事項ではありませんが、引き続き有効な感染対策としてご案内します～

1 事前準備

- (1) 参加費の徴収にあたってはなるべくおつりの必要がないよう準備していただき、現金の受け渡しにはトレーを利用する・徴収の担当は一人にする等で接触の機会を極力減らすようにすること。また、現金の取扱いの後は手洗い、消毒を徹底すること。
- (2) 活動場所で運営スタッフ、利用者同士でソーシャルディスタンス（最低で1 m、できるだけ2 m以上）が確保できるか確認すること。
- (3) 定員数の設定にあたっては、利用する施設側の意向をよく確認すること。
- (4) 大きな声で指示を出したりする必要がないよう、適宜マイクや大きな文字のポスター・ボード表示等の準備すること。

2 活動中の留意事項

- (1) 身体的距離がとれない場合等、上記に示す一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- (2) 複数の人が触れる手すり、ドアノブ、机、椅子は適宜塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム0.05%）やアルコール（70～80%）などで消毒する。
- (3) 対面での会話・飲食を避けるよう注意を促す。
- (4) 参加者同士の間隔は互いに手を伸ばしたら手が届く以上（最低で1 m、できるだけ2 m以上）空けるようにする。
- (5) 文字のボード表示や録音音源、マイクなどを活用して大きな声を出す機会を少なくする工夫をする。
- (6) 1時間に2回以上の換気（2方向の窓を、1回、数分程度、全開にする等）を行う。

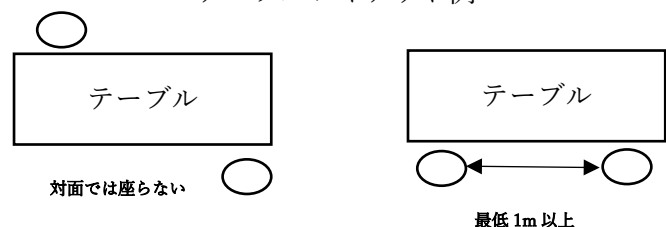
<体操など身体を動かす活動>

- (1) マスクを着けて運動する場合、身体への負荷が著しく大きくなりやすいため、無理のないよう負荷を下げたり、こまめに休憩をとるよう注意する。
- (2) こまめに水分補給や室温調節を行う。

テーブルレイアウト例

<飲食を伴う活動>

- (1) 座席の配置は横並びにする等、距離をとるよう調整する。



- (2) 料理の配膳は一人分ずつ個別に行い（大皿料理、とりわけの料理にはしない）、茶菓は個別包装されたものを用意する。
- (3) 食事中はなるべく会話を控えるよう利用者に伝える。
- (4) 食器やコップ、箸等は使い捨てにしたり、洗剤でしっかりと洗う。

<調理時>

- (1) 調理担当者同士で距離（最低で1m、できるだけ2m以上）をとりながら行う。
必要に応じてフェイスシールドを使用し、フェイスシールドは使用毎に消毒する。
- (2) ポット、調理器具等は原則使いまわしをしないようにする。（一人一つの物品を使用する）

3 活動終了時

会場の清掃・消毒にあたっては、使用している施設等の指示や基準に従って実施する。

清掃やごみの廃棄を行う人はマスクや手袋の着用を徹底し、清掃やごみの廃棄作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

4 その他

感染防止対策等に関してご心配やご相談事ございましたら、区の担当者や保健師が対応いたします。ご相談等ございましたら、地域包括ケア推進課担当までご連絡ください。

(令和5年5月改訂)

※参考資料

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について
令和2年5月29日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡
- ・通いの場×新型コロナウイルス対策ガイド 第2版
令和2年6月22日 東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
- ・通いの場等における感染対策等について
令和5年5月1日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上での位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)
令和5年3月31日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
- ・マスク着用の考え方の見直し等について (令和5年3月13日以降の取扱い)
令和5年2月10日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部